

平成九年法律第三十七号  
(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条・第七条)

第三章 事業者が行う新エネルギー利用等の促進(第八条・第十三条)

第四章 雑則(第十四条・第十六条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

この法律は、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する非化石エネルギー(以下この条において「非化石エネルギー」という)を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るために必要なものとして政令で定めるものをいう。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」といふ)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

一 新エネルギー利用等に関するエネルギーを使用する者(以下「エネルギー使用者」という)が講すべき措置に関する基本的な事項

二 新エネルギー利用等の促進のために、エネルギーを供給する事業を行う者(次条第二項において「エネルギー供給事業者」という)及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行う者(同項において「製造事業者等」という)が講すべき措置に関する基本的な事項

三 新エネルギー利用等の促進のための施策に関する基本的な事項

四 その他新エネルギー利用等に関する事項

3 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

4 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

第四条 エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。

2 エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等の促進に努めなければならない。

(新エネルギー利用指針)

第五条 経済産業大臣は、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他的事情からみて新エネルギー利用等を行うことが適切であると認められるエネルギー使用者における新エネルギー利用等を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関する指針(以下「新エネルギー利用指針」という)を定め、これを公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、新エネルギー利用指針を改定するものとする。

3 経済産業大臣は、新エネルギー利用指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第六条 主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対する指導及び助言を行ふものとする。

## 第七条 地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たっては、できる限り、基本方針の定めるところに配慮するものとする。

## 第三章 事業者が行う新エネルギー利用等の促進

第八条 地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等を行おうとする者(当該新エネルギー利用等を行ふ法人を設立しようとする者を含む)は、当該新エネルギー利用等に関する計画(以下「利用計画」という)を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 利用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新エネルギー利用等の目標

2 利用計画の認定

3 地方公共団体は、第一項の認定の申請があつた場合において、その利用計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

2 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にとって特に有効なものであること。

2 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が新エネルギー利用等を確実に行うために適切なものであること。

(利用計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む)は、当該認定に係る利用計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた利用計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用計画」という)に係る新エネルギー利用等を行ふ者(以下「認定事業者」という)が当該認定利用計画に従つて新エネルギー利用等を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行ふ。

2 認定事業者が認定利用計画に従つて行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



則第三十二条中中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第七条、第十二条及び附則第三条の改正規定、附則第三十四条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十五条及び第二十七条の改正規定、附則第三十五条中中央省厅等改革関係法施行法第九百二条の改正規定並びに附則第三十六条の規定、平成十二年四月一日

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

### 附 則（平成一三年一一月二八日法律第二二九号）抄

（施行期日）  
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

- （罰則の適用に関する経過措置）  
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （附 則（平成一四年一二月一一日法律第一四五号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

- （罰則の適用に関する経過措置）  
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄）

（附 則（平成二一年七月八日法律第七〇号）抄）

- （罰則の経過措置）  
この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
この附則に規定するものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

- （附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄）
- （政令は、会社法の施行の日から施行する。）

（附 則（平成二一年七月八日法律第七〇号）抄）

- （附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄）  
（施行期日）

- （附 則（平成二十六年法律第六十六号）抄）  
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日  
(处分等の効力)

（第二十八条）  
この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）  
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十九条）  
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。